



憲法 12

### 憲法八九条後段にいう「公の支配」の意義

東京高裁平成二年一月二十九日判決  
(判例時報一三五一号四七頁、判例タイムズ七三三号五二頁)

論点  
①憲法八九条後段にいう「公の支配」とは何を意味するか  
②憲法八九条後段の趣旨は何か。その趣旨に反しないためには、どの程度の権限が国などに与えられていけばよいか  
(参照条文) 憲法八九条、私立学校振興助成法二二条

#### 判旨 控訴棄却

幼稚園不足に対応するため設置されたY町幼児教室(権利能力なき社団)に対し、Y町町長は、これに協力すべきの方針のもとに、同町の土地・建物を無償で貸与するとともに、毎年数百万円の補助金を交付してきた。これに対して、Y町住民らは、当幼児教室は「公の支配に属しない」教育の事業であるから、右の助成措置は憲法八九条に違反するとし、地方自治法二四二条の二第一項一号・四号に基づき、町長らを被告として土地・建物の無償使用の差止めと、補助金相当

額の損害賠償を求めて出訴した。第一審は、公の支配をゆるく解して、住民らの訴をしりぞけた。  
憲法八九条後段の「教育の事業に対する支出、利用の規制については、……私的な教育事業に対して公的な援助をすることも、一般的には公の利益に沿うものであるから、同条前段のような厳格な規制を要するものではない」。その規制の趣旨は、「教育の名の下に、公教育の趣旨、目的に合致しない教育活動に公の財産が支出されたり、利用されたりする虞れがあり、ひいては公の財産が濫費される可能性があることに基づく」。したがって、教育の事業が公の支配に服することを要する程度は、「公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、右事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途が確保され」ていれば足り、「必ずしも、当該事業の人事、予算等に公権力が直接的に関与することを要するものではない」。本件幼

児教室は、その意味において「公の支配」に服するものといえることができる」。

なっている。当判決のような理由のみでは、本条後段の立法の趣旨がどこにあるのか不明となり、説得力を欠くように思われる。

① 憲法八九条後段にいう「公の支配」の意味の解釈については、厳格説と非厳格説とが対立している。前説は、教育などの事業の管理・運営について、単なる取締的な監督をこえて、もっと厳格に、具体的には人事、予算、事業の執行に公権力の支配が行われうることをいうと主張し、後説は、公の財産が私的な教育の事業等に不当に利用されないよう監督しうる状態にあることで足りると主張する。前説に対しては、文言に忠実な解釈ではあるが、現在の社会的要請にそぐわない見解であるとの批判が、後説に対しては、本条後段を無意味にし空洞化させる見解であるとの批判が、それぞれなされている。

② 本条後段の趣旨は、私的な教育事業等の自主性の確保と、公の財産の不当利用・濫費の防止にあるが、非厳格説は後者の方を重視することになる。当判決も、判旨にあるとおり、後者をその趣旨としているが、具体的には、「補助金に對する一般の規制のほか、本件教室に對する個別の指導により、公の利益に沿わないものに使用又は利用されないよう規制、管理されている」ことでもって、その趣旨に反しないとしている。私立学校の助成をめぐって、私立学校振興助成法一二条に定める帳簿などの検査権、入学人員に對する是正命令権、予算の変更および役員解職勧告権くらいの所轄の権限で、はたして本条後段に反しないといえるかについては議論のあるところであるが、当判決は、これらの点に関しても、高裁段階の初判断として、参考になるものである。

当判決は、現在の多数説とみられる後説に立って、「もともと教育は、国家の任務の中でも最も重要なものの一つであり、国ないし地方公共団体も自ら営みうるものである」と述べて、本条後段を厳格に解しなくてもよい、大きな理由として、国家などはむしろ教育事業を遂行する責務を負っていることを挙げている。その点、非厳格説をとる現今の学説の多くが、憲法の人権規定、とくに教育を受ける権利(二六条一項)を中心に、生存権(二五条、平等権(一四条)などを結びつけてその理由としているのは、異

なっている。当判決のような理由のみでは、本条後段の立法の趣旨がどこにあるのか不明となり、説得力を欠くように思われる。

〔参考文献〕伊藤正己・憲法四六四頁、橋本公巨・憲法(現代法律学全集2)四八四頁、小林直樹・憲法講義(下)(新版)三九八頁、佐藤幸治・憲法(新版)一六六頁、和田英夫「公金支出の制限」憲法の争点(新版)二四一頁、丸山健「公財産の支出・利用の制限」基本法コンメンタール(三版)二九六頁。  
(伊藤公一 大阪大学教授)